

監査委員公表 第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年7月27日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	西 菌 美 恵 子

1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

農林商工部

産業振興課、農政課、林務水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課
建設部

都市政策課、道路建設課、建築住宅課

4 監査の日程

令和5年4月13日から令和5年5月22日まで（10日間）

5 監査対象年度

令和4年度

6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行い実施した。

8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 財務監査の結果

ア 収入について

調定の時期について

鹿屋市会計規則第19条の規定により、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めるときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないとされているが、交付決定通知書の收受日で処理されていない状況が見受けられた。

(農林商工部 林務水産課、農地整備課、建設部 都市政策課、道路建設課)

イ 消耗品購入における支払遅延について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、物品購入の支払時期は、支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならないが、海外悪性伝染病対策における各種消耗品の購入において、債権者への支払が遅延している状況が見受けられた。

(農林商工部 畜産課)

(2) 行政監査の結果

特になし

9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務、人事管理などにおいて、事務処理における軽微な誤り等については、関係所属長に指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。